

障 第 2 9 7 0 号
令和 5 年 1 月 2 7 日

障害児通所支援事業所 管理者 様

富山市長 藤 井 裕 久
(公 印 省 略)

障害児通所支援に係る自己評価結果等公表の届出について（依頼）

平素より本市の障害福祉行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業において、事業者は、提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスの質について自ら評価を行うとともに、利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善の内容と併せておおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととされております。

なお、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「自己評価結果等未公表減算」が創設され、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について市に届出がなされていない場合は、平成31年4月1日以降、障害児全員について所定単位数の15パーセントの減算が適用されることとなっています。

つきましては、次のとおり、自己評価結果等の公表についてご報告くださいますようお願いいたします。

記

1 届出が必要となる障害児通所支援

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス

2 届出方法

別紙「02_障害児通所支援自己評価結果等公表報告シート」に必要事項を記入のうえ、メールにて返送願います。

・メールアドレス：shogaifukusi-01@city.toyama.lg.jp

※「公表日」はホームページ等へ公表した日（公表予定日）を記入ください。

※ホームページ以外で公表する場合は、以下の2点も併せてデータで提出してください。

①公表している「自己評価結果」及び「保護者による評価結果」

②公表している状況が分るもの（写真など）

3 届出期限

令和5年3月17日（金）

4 その他

- ・具体的な事務の流れについては、別添「対応フローチャート」をご確認願います。
- ・実施方法等については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参照してください。
- ・評価結果の公表は、事業所ごとに行ってください。ただし、多機能型事業所等で複数のサービスを行っている事業所は、対象サービスごとに公表してください。
- ・サービス提供実績がない事業所においては、自己評価を行い、その改善内容と併せて公表及び報告してください（保護者向けアンケート及び評価の省略可）。
- ・下記の URL から様式等のダウンロードが可能です。

【URL】 <https://www.city.toyama.lg.jp/health/shogaisha/1010519/1003608.html>

【事務担当】

障害福祉課 企画係

TEL:076-443-2254 FAX:076-443-2143

E-mail: shogaifukusi-01@city.toyama.lg.jp